

ひの市議会だより



平成23年
第1回 定例会

平成23年度予算を可決

次世代に負担を
残さない財政運営を

平成23年第1回定例会を、3月1日から3月28日までの28日間にわたって開催し、市長提出議案37件、議員提出議案6件、請願・陳情10件を審議しました(審議結果は5、6面に掲載)。

市長提出議案のうち、平成23年度予算案については、一般会計予算及び特別会計予算の二つの特別委員会を設置し審査を行いました。委員会の審査と同様に、本会議においても「一般会計予算」及び「特別会計予算」の一部については、その賛否が分かれましたが、採決の結果賛成多数でいずれも原案のとおり可決しました(審議概要は2面に掲載)。その他の議案についても、一部は賛否が分かれましたが、採決の結果、すべて原案のとおり可決・承認・同意しました。

議員提出議案については4件を原案のとおり可決し、2件を否決しました。

4日間にわたり行われた一般質問では、19名の議員から36件の質問がありました(一般質問は4、5面に掲載)。

東日本大震災の被災者の皆様に 心よりお見舞い申し上げます

東日本大震災でお亡くなりになられた方々に、謹んで哀悼の意を表すとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い被災地の復興をお祈り致します。

日野市議会では、3月26日、日野駅・豊田駅・高幡不動駅において、議員が街頭募金活動を行い、道行く人々に地震被災者への救援義援金の募集を呼びかけました。ご協力くださいました方々に心からお礼申し上げます。皆様方からいただきました募金は、全国市議会議長会を通じて被災地支援に役立てられます。

主な議案と内容

◎第5次日野市基本構想の制定について

〔原案可決〕

この議案は、将来都市像を「ともに創ろう心つながる夢のまち日野く水とみどりを受けつこう」と定め、10年後の2020年、日野のまちの姿を市民と市との協働によるまちづくりの指針として、地方自治法第2条第4項の規定に基づき第5次日野市基本構想を制定するものです。

なお、基本構想・基本計画の期間は平成23(2011)年度から10力年とし、また、想定人口は今後の日野市の発展・成長を考慮し、18万5千人に設定しています。

◎第2次日野市環境基本計画及び日野市環境配慮指針について

〔原案可決〕

この議案は、日野市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、日野市環境基本条例第9条第4項の規定に基づき、「第2次日野市環境基本計画」を、また、同条例第11条において準用する第9条第4項の規定に基づき、「日野市環境配慮指針」を定めるものです。

◎平成22年度日野市一般

◎日野市生活・保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

〔承認〕

この議案は、小・中学校に冷房設備を設置するための設計業務の実施及び、市立病院において医療機器の更新に伴う機種の変更が急ぎよ必要になったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成23年1月4日付で専決処分をしたものです。なお、補正額は歳入歳出それぞれに8千517万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億5千586万3千円とするものです。

◎日野市組織条例の一部を改正する条例の制定について

〔原案可決〕

この議案は、第5次日野市基本構想・基本計画の推進体制の確立に向けた組織改正を目的としています。主な改正内容としては、まちづくり部の事務分掌に「芸術文化及びスポーツに関すること」を、また、平成25年度東京国体開催に向け、企画部の事務分掌に「国民体育大会に関すること」を加えるものです。そして、地方分権的に対応できる法務体制を整えるた

◎日野市自殺総合対策推進条例の制定について

〔原案可決〕

この議案は、命の大切「例規に関すること」を「法務に関すること」とするものです。なお、施行日は平成23年4月1日からです。

◎日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

〔原案可決〕

この議案は、医療費の伸びにより、厳しさを増している国民健康保険財政の安定化を図るため、国民健康保険料の税率及び賦課限度額を改正するものです。また、低所得者対策として減額賦課をより大きな割合に改正するものです。更に、本年度末までの時限措置であった出産育児一時金42万円を引き続き支給するため、関連条文の整理を行うものです。

◎日野市自殺総合対策推進条例の制定について

〔原案可決〕

この議案は、命の大切に進いて必要な事項をさ考え、ともに支え合定めるものです。なお、施行日は平成23年4月1日です。

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意

今定例会において、次の方を固定資産評価審査委員会委員として選任することに同意しました。
奥住 日出男(住所) 日野台2-20-5

地方議会議員年金が廃止された

市町村議会議員の年金財政の危機的な現状に鑑み、本年6月1日をもって地方議会議員年金制度が廃止される予定です。

市議会議員年金制度は、自治体が関与することなく、現職議員の掛金と自治体の負担金で運営する仕組みとして国が定めた制度であり、今日まで運営を続けてまいりました。

しかし、平成7年から平成17年までの間、国が積極的に推進した市町村合併の進展に伴い、市町村数の減少とともに議員数も急激に減少しました。このことにより、年金受給者数は増加しましたが、制度を支える現職議員数が大幅に減少しました。

その結果、総務省は平成23年中には、年金基金が枯渇を来した年金制度が破綻すると判断し、本年6月1日をもって法律改正のもと年金制度の廃止を公表しました。また、年金制度廃止に伴う給付に要する費用の大部分を、各自治体が負担することとされました。この負担は、今後数年間は額の減少はあるものの、引き続き予算の計上が必要となります。日野市議会は市議会議長会を通じて、国の負担も要望してきました。その結果、国は地方交付税での措置を予定することになりました。

以上のことから、議員年金制度廃止に係る費用を平成23年度予算に計上し可決致しました。